

一般社団法人  
大阪知的障害者福祉協会

50

周年記念誌

# 発刊にあたって

---

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会（以下、大阪福祉協会）は昭和38（1963）年4月、関係施設職員が集まり研究会の名によって発足したのである。

創設50周年を迎えるにあたり、大阪福祉協会が大阪の知的障がい福祉を担ってきた歴史とその足跡をまとめ、伝承する責任があるとの認識のもと、平成24年夏に「50周年記念誌実行委員会」をスタートさせた。50周年に至る過程で『20周年記念誌』『30周年記念誌』が発刊されており、今回は30周年以降を中心にまとめたものである。

大阪における知的障がい福祉を語る時、大阪において初の精神薄弱者施設「桃花塾」が大正5年2月に岩崎佐一氏により創設されたことを忘れてはならない。当時は公的補助もない中、精神薄弱児の保護、教育、福祉に取り組まれた情熱と信念、努力、その業績に多くを学ばなければならぬ（20周年記念誌の中に詳しく掲載されている）。

さて、戦後まもなくの昭和22（1947）年に児童福祉法が制定され、昭和35（1960）年に精神薄弱者福祉法の施行と順次法整備が進められていった。精神薄弱者福祉法の施行により全国各地で大規模施設の建設が次々と進められていった。大阪においても昭和36（1961）年大阪府立砂川厚生福祉センター内に精神薄弱者援護施設かつらぎ寮（70名定員）、昭和39（1964）年には精神薄弱者援護施設こんごう寮、昭和44（1969）年に授産施設いずみ寮が、その後昭和45（1970）年に大阪府立金剛コロニーが建設された。家族に連れられて入所してくる利用者の多くは家族の住む地域から遠く離れた、不便な場所にある施設で生活することは告げられず、やってきたのである。また、家族は福祉事務所の担当者から「一生面倒をみてもらえる」と言われ、地域での生活の困難性を考えて施設入所を決断した方も多かったと聞く。

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機にわが国においてもノーマライゼーションの理念が浸透し始める。平成元（1989）年には精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）が制度化された。その後、入所施設から地域への流れが定着し、府立砂川厚生福祉センターや府立金剛コロニーの入所施設の定員の縮減、暮らしの場であるグループホーム・ケアホームの増大へと、ノーマライゼーションの理念の具現化へと体制が整備されていった。

平成15（2003）年度に、支援費制度の実施により措置制度から利用契約制度へと福祉サービス提供の仕組みが大きく変化した。その後平成18（2006）年度の障害者自立支援法では三障害の一元化、就労支援の強化、障害程度区分によるサービス利用へと、平成25（2013）年度には障害者総合支援法へと形を変え、障がい福祉制度の激動の10年間であった。

障がい福祉をめぐる環境の激変の中、大阪福祉協会の会員事業所における虐待事案が明らかになった。平成19（2007）年度から21（2009）年度にかけ3年連続の知的障がい児者入所施設における人権侵害であった。いずれの場合も支援現場に共通するのは、①希薄な人権意識、②専門的知識の欠如、③援助技術の未熟さ、④スーパーバイズのできる職員の不在、⑤閉鎖空間に



おける職員集団の価値観の固定化や異文化を排斥するなどいつのまにか事業所にだけ通用する常識が形成される、などそれぞれの事業所が抱える課題が明確になった。この問題は当該事業所のみならずどの事業所でも起こりうるあるいは潜在している可能性があるとの認識で、大阪福祉協会として以下の取り組みを行なった。

①研修の強化、②「虐待防止マニュアル」の作成、③平成21年（2009）度から23（2011）年度の3年間に亘り「施設訪問コンサルテーション事業」の実施（15施設）、④「施設訪問コンサルテーション事業」実施施設の実践をまとめた事例集発行、などの取り組みを通して、現場の支援に携わる支援者の質の向上、支援力を高めることの必要性を実感したのである。

超高齢社会の到来、ニーズの多様化、様々な提供主体の参入等により市場原理が浸透し、社会福祉施設を取り巻く環境の変化は福祉サービスの質の向上、継続した提供体制の確保等安定した経営基盤が求められるようになった。措置制度の時代には必要としなかった経営管理（マネジメント）が社会福祉施設においても必要であることを認識しなければならなくなった。

50周年の今、これまでの大阪福祉協会の活動を基盤にして、これからの方向性、組織・活動のありようを改めて皆さんと考え、協議する時期にあるのではと認識している。

今後のあり方として、①会員事業所間の情報交換・共有や福祉施策に対する提案など事業者団体としての活動の活性化、②現場の支援力の向上や経営管理など現状に即した経営・運営等を考えた研修の強化、③会員事業所のみならず広く障がい福祉の向上に寄与する事業の実施、④いずれは第三者評価が義務付けられるであろうことを考えた場合の大阪福祉協会の持つ「強み」を活かした評価機関の取り組みなど、検討すべき課題があると考えている。会員事業所のみならず、地域のニーズに応えられる活動・事業を展開させていきたいと願っている。

今回の50周年記念誌をまとめるにあたっては、40周年を迎えた時に『40周年記念誌』を発行すべく、当時の役員（平成15年度）が30周年以降40周年までの各分科会活動をまとめた記録を元にまとめることができたことに感謝申し上げます。

最後に、これまで大阪福祉協会の活動にご理解、ご支援いただいた関係各位並びに会員事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、記念誌作成に当たっては、1年半余りに亘り本誌発刊にご尽力いただいた実行委員長岩城由幸氏（徳島文理大学准教授）をはじめ委員の皆様へ深く感謝の意を表します。

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会  
会 長 安本 伊佐子

# 大阪知的障害者福祉協会の 創立 50 周年を祝して

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
会 長 橋 文 也



一般社団法人大阪知的障害者福祉協会が創立 50 周年の記念すべき年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

昭和 38 年に貴会の前身である「研究会」が発足されて以来、半世紀にもわたり知的障がい福祉の増進に多大なる貢献をされてこられました貴会の皆様方の活動に、改めて敬意と感謝の意を表する次第です。

貴会におかれましては、国による本格的な知的障がい福祉施策が講じられる以前より、本会設立にもご尽力された桃花塾の岩崎佐一氏をはじめ、偉大な先輩方の情熱と献身的な取組みにより我が国の知的障がい福祉を牽引してこられました。先人たちの活動の精神は、今もなお我々関係者の指針として脈々と継承されているものと思われま

す。顧みますと、わが国の知的障がい福祉施策は、戦後まもない昭和 22 年の児童福祉法の制定を機に始まったといえます。知的障がい福祉に転機が訪れたのは、昭和 35 年に精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）が制定され、本格的に知的障がい者福祉施策が講じられることに依ります。

平成 15 年には、約半世紀にもわたって続いてきた行政主導の措置による福祉サービス提供の仕組みからサービス利用者本位の契約による支援費制度への転換が図られました。また平成 18 年からは、障がい種別を超えた一元的な制度を目指して障害者自立支援法が施行されました。さらに平成 25 年 4 月には、障がいのある当事者の方々の参加のもと検討が重ねられてきた障害者総合支援法が施行され、障がい福祉制度は今、新たな変革期を迎えております。

このような時であっても、私たちは制度論に振り回されず、障がい福祉の本質が失われることのないよう改めて知的障がい者福祉の理念を問い直し、普遍的な障がい福祉制度の構築に力を尽くしていかねばなりません。

また、障がい福祉の分野においても地域主権が伸展する中で、今後地方会の担われる役割は益々重要性を増し、これまで以上に本会と地方会の連携・協力が重要となってまいります。障がい福祉の向上と、障がいの有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現に向けて、引き続きご支援・ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の限りないご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍、そしてご多幸をお祈り申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 祝 辞

近畿地区知的障害者施設協会

会 長 土 井 邦 夫



一般社団法人大阪知的障害者福祉協会が、創立50周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

50年という永きにわたり知的障害福祉の向上に寄与され、ご活躍されましたのは、会員、関係者皆様の努力の賜物とここに敬意と感謝を表します。

大阪には、昭和9年日本精神薄弱児愛護協会（現・公益財団法人日本知的障害者福祉協会）創始者の一人として桃花塾を創立された、岩崎佐一氏がおられます。

そういった意味では、知的障害者の療育と研究に関しまして、大阪は先駆的な活動をされていたのではないかと思います。また、その活動が今も脈々と受け継がれているのではないのでしょうか。

50年といいましても並々ならぬご努力があったことと存じます。措置制度から支援費制度（契約制度）、障害者自立支援法、そして、障害者総合支援法と特にこの10年間は目まぐるしく変わる制度の中で一番翻弄されたのは、障害者本人であり事業者だと思います。

療育と研究を重ね知的障害の福祉の向上に邁進してきましたが、制度が変わる中で「就労」「地域生活」「共生社会」と、これが真の社会生活だと考えて今まで福祉に携わる者として前向きに取り組んできました。

通所、入所の施設、グループホームにしても人里離れた場所ではなく、街中で生活できる場所を求めてきました。でも、ほとんどの地域で反対です。そして、返ってくる返事は決まっています。何故、ここでなければ駄目なの、他の場所では駄目なのか、とにかく街中であろうと人里離れた地域であろうと返ってくる答えは同じです。猛反対されて頓挫してしまうケースも数多くありました。何とか社会の理解を得られるようにと今まで努力して事業者も頑張ってきました。しかし、地域で共に生きることは50年経過しても理解されない部分があると思います。

措置制度が長く続き、確かに一部の施設では旧態依然とした状況が続いたことと思いますが、支援費制度から25年4月の障害者総合支援法へ、そして平成24年10月施行された障害者虐待防止法にも繋がっているのかと思います。それぞれの事業で就労、地域生活移行と障害の特性を考慮しながら地道に努力している事業所が多いと思います。

障害者差別解消法が28年度施行に向けて、平成25年度内に閣議決定される予定です。障害をもつ人たちの人権、そして、虐待の防止と我々に課された課題は山積しています。

今日まで貴協会が福祉の向上にご尽力され、多くの貢献をされてきたことに感謝申し上げますとともに、福祉の本質を忘れることのないような社会を構築していくためにも、今まで以上に福祉の向上に寄与され、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。ましてお祝いの言葉とさせていただきます。

# ともに

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会  
理事長 坂本 ヒロ子



この度は、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会発足50周年おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

大阪知的障害者福祉協会は様々な支援部会活動やスポーツフェスタへの参画、また『障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル』や『支援のありようで利用者が変わる～施設訪問コンサルテーション事例集～』の出版物の発刊等幅広く活動をされており、大阪府内の知的障害者サービス事業所が情報交換できる唯一の機関といえるのではないのでしょうか。これもひとえに会長安本伊佐子様はじめ、歴代の役員の方々の熱意と、ご尽力の賜物と深く敬意を表します。

ここ10年の間に、障害福祉制度は措置制度から支援費制度、自立支援法、総合支援法と大きく変わりました。そして「国連の障害者の権利に関する条約」の批准に向け、一昨年から「障害者基本法の改正」「障害者虐待防止法」「障害者優先調達法」さらに「公職選挙法の改正」「障害者差別解消法」と思わぬ速さで整備されてきております。大阪知的障害者福祉協会に置かれましては、今までもこれからも私たちの子どもが地域の一員としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が送れるような共生社会が実現する為の活動をお願いしたいものです。

親であっても、わが子の障害特性を理解することが難しかったりします。自分の思いや気持ちに寄り添うそのような支援や子育てが大阪知的障害者福祉協会と協働しながらできたら本人の安心感、信頼感につながり、私たち親の一番見たい子どもの笑顔につながると思います。

最後になりましたが、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会のますますのご活躍とご発展をお祈りし、お祝いのことばとさせていただきます。

# 祝 辞

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会  
理事長 笹野井 庸夫



一般社団法人大阪知的障害者福祉協会が創立50周年という記念すべき年を迎えられ、ここに記念誌を発刊され、その歩みを振り返り、未来への発展に繋がれることは、誠に意義深いものであり、心からお祝い申し上げます。

併せて、創立以来、大阪の社会福祉の発展と充実のために、歴代会長をはじめ役員の方々ならびに関係各位の献身的なご努力に対しまして、深く敬意を表すると共に心から感謝を申し上げます。

これまでの50年を振り返りますと、社会福祉を取り巻く情勢は大きく変化し、まさに激動の時代だったといえます。特に平成10年代から20年代にかけては、福祉分野全体が措置制度から利用契約制度となり、知的障がい者福祉の分野でも平成15年の「支援費制度」の導入、平成18年の「障害者自立支援法」の導入、平成20年代になると「障害者総合支援法」と変遷をたどってきています。ここ数年を見ましても「障害者優先調達推進法」、「障害者虐待防止法」などが施行され、知的障がい者に対する福祉サービスを供給する事業者にとっては、単独では急速な制度の進展に追いつくことが困難なところですが、福祉協会が築いてこられたネットワークで、他の福祉サービスの事業者と連携し、協力し合いながら、複雑な制度や事項に対応することができていると感じます。

また、サービスを利用する立場となる子どもたちにとりましても、大きく制度が変化をする中、「個」に対応するサービスの提供に向けて事業者が団結して切磋琢磨されることは、福祉サービスの質の向上を促し、居心地よい「場」の拡大に繋がることと喜ばしく思います。

今後、知的障がい者を取り巻く環境は変化し続けることと思いますが、子どもたちが健やかに安心して暮らせる地域社会の実現のためには、ノーマライゼーションの理念をもっと浸透させて、社会全体が障がい者の抱える課題を自らの課題として認識し、心のバリアを取り除き、障がいのある人もない人も地域の一員として、積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要だと考えます。

最後になりましたが、このたびの創立50周年を新たな節目として、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会が今後ますますご発展されますようご期待申し上げますとともに、関係各位のご健勝とご活躍をご祈念申しあげ、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 目次

発刊にあたって

祝 辞

第1章	大阪知的障害者福祉協会の歩み……………	1
1	創立から20周年まで……………	2
2	21年目から30周年まで……………	4
3	31年目から50周年まで……………	7
	●コラム1 阪神・淡路大震災の支援活動	16
	●コラム2 虐待防止の取り組み ～支援のありようで利用者は変わる～	20
第2章	座談会 「これまでの大阪知的障害者福祉協会の歩みと 次代に伝承すべきこと」……………	21
第3章	部会の活動……………	33
	部会・委員会の変遷……………	34
1	児童発達支援部会……………	36
2	障害者支援施設部会……………	43

3 日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会	54
4 地域支援部会、相談支援部会	60
●コラム3 集まれグループホーム	
～おおさかのどまんなかあたりでもう一度集まりましょう～	68
●コラム4 支援スタッフ部会の取り組み	70

第4章 座談会	
「障がい福祉の魅力と私たちが担う未来」	73
第5章 実態調査	81
第6章 年次報告	89
資料	
一般社団法人大阪知的障害者福祉協会定款	128
歴代役員名簿	132

みなさんからの応援メッセージ	
.....	19, 32, 67, 72, 95, 97, 99, 103, 119, 123, 125, 126